

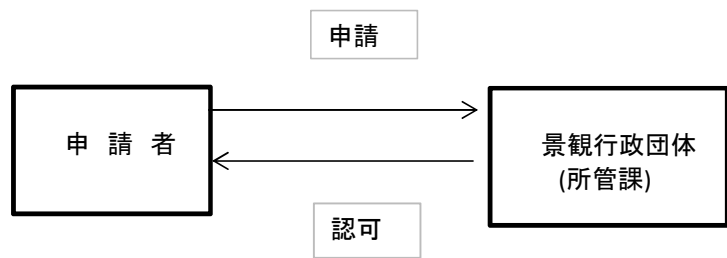
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	景観協定の変更の認可		
処 分 の 概 要	申請に基づいて、協定の変更を認可する。		
根 拠 法 令 名	景観法(平成16年法律第110号)		
条 項	第84条		
所 管 課	都市デザイン課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		未設定	
標 準 処 理 期 間		計	未設定
審 査 基 準			
未設定			
【根拠法令等】 景観法第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。